

# 給与支払報告書の提出について(お願い)

平素は、特別徴収事務について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、今年度も給与支払報告書の提出時期が近づいてまいりました。つきましては、弥富市専用の「給与支払報告書(総括表)」を同封いたしましたので、下記の点にご留意のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

## 《留意事項》

- 地方税法による提出期限は令和6年1月31日(水)となっておりますが、本市事務処理の都合上、誠に恐縮ではございますが、1月12日(金)までの提出にご協力をお願いいたします。
- 給与支払報告書(個人別明細書)の送付先は、令和6年1月1日現在の住所地となります。従業員の方に、住民登録地を確認していただいた上で送付をお願いします。なお、本市の住民基本台帳上、所在が確認できない方については個人別明細書を事業所へご返送させていただく場合がありますのでご理解ください。
- 現在、愛知県下一斉に特別徴収を推進しております。普通徴収希望とご提出いただいた場合でも、普通徴収切替理由に該当しない場合においては、地方税法第321条の4の規定により、特別徴収義務者として指定させていただきますのでご理解ください。
- 本市では受給者総人員が3人未満の事業所は希望により普通徴収としています。しかし、受給者総人員が3人以上の事業所において、「事務員がいない」「従業員の就退職が多いため事務が煩雑」「本人が普通徴収を希望」「パート・アルバイトしか雇用していない」等の理由では、普通徴収への切替は行えませんのでご承知ください。
- 令和6年度より特別徴収税額通知の受取方法が変わります。①紙(正本)を郵送で受け取る②電子データ(正本)をeLTAで受け取る、のどちらかを選択していただくことになりました。電子データをご希望の際はeLTAを使用して給与支払報告書を送信する必要があります。また特別徴収税額通知の送信の際に事業所のメールアドレスが必須となりますので、登録をお願い致します。詳しくは地方税共同機構のホームページをご参照ください。  
<https://www.eltax.lta.go.jp>

### 【お問合せ先】

弥富市役所 総務部 税務課 市民税グループ  
電話：0567-65-1111(代表)  
内線：215~217

# 【給与支払報告書(個人別明細書)の記入例】

6	※種別	※整理番号	個人番号をお忘れなく 1234567890123			
支払を受ける者	住所	氏名	フリガナをお忘れなく ヤトミ タロウ 弥富 太郎			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額		
給与・賞与	7,245,380	5,420,842	3,599,053	0		
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除の額	控除対象扶養親族の数の有等	16歳未満扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数	
有	310,000	1	1	1	1	
内	983,215	93,838	22,000	91,050		
(摘要)						
(1) 文子 (配特) 弥富市前ケ須町野方802-20 (有) YATOMI 令和5年3月31日退職 支払金額 1,805,400円 社会保険料 178,320円 源泉徴収税額 20,240円						
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除の金額	住宅借入金等特別控除の金額	住宅借入金等特別控除の金額	住宅借入金等特別控除の金額	住宅借入金等特別控除の金額	
1	1	25	10	3	18,000,000	
2	180,000					
(源泉・特別)控除対象配偶者の氏名	氏名	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額	所得金額調整控除額	
1	弥富 金太郎	1,030,823	123,400	14,000		
2	弥富 セタロウ					
3						
4						
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	・人が障害者である者	
					特別	
					中途就・退職	
					就職退職年月日	
					5 4 1	
個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	受給者生年月日			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	愛知県弥富市前ケ須町南本田335番地	株式会社 YATOMI 市	元号	年	月 日	
			昭和	35	1 1	
(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。						

前職の内訳をお忘れなく

扶養親族の個人番号をお忘れなく

住宅借入金等特別控除の内訳をお忘れなく

生年月日をお忘れなく